

第3回有識者懇談会における主な意見

《日 時》 令和元年7月29日（月曜日）午後3時30分から午後5時30分まで

《場 所》 東京都庁第一本庁舎 25階 116会議室

《出席者》 飛鳥井委員、伊藤委員、小西委員、椎橋委員、辻内委員、村田委員、荒井オブザーバー

民間支援団体・自助グループについて

- 都内には多数の民間の支援団体があり、独自の良い取組を実施しているところも多くある。既存の連携体制に組み込まれている団体だけでなく、そのような団体とも連携や支援を適切にしてほしい。
- 自助グループは被害者支援において重要な柱の一つになるため、「民間支援団体」の定義には、自助グループも含むようにしてもらいたい。
- 民間支援団体との連携内容として、情報交換や公費支出など様々な方法がある。連携する際は団体への適切な評価が必要となる。

条例の名称

- 支援という言葉も大事だが、その一方で、犯罪被害者等基本法の理念において被害者の権利を認めていくとされていること、また、被害者としての立場からすると被害に遭ったことに対する基本的な権利が認められるということから、「基本条例」という名称が望ましい。
- 被害者の権利は大変重要であるが、条例は、基本法との役割分担を考える必要がある。基本法には、様々な被害者の権利が記載され、国がやること、地方自治体が行うことを適切に分担することと規定されている。基本法第5条では、地方自治体はその役割のもとやるべきことが規定されている。条例は、国との役割分担を踏まえ、被害者支援に関し、地方自治体が行う役割を実現するために実施すべき施策を規定するものであることから、「支援条例」が相応しいと考える。
- 権利擁護は被害者支援にとって一番必要なことであるが、それを条例でうたうのは難しいと考える。地方自治体の条例としては、地域の実情により取組を行うことを踏まえれば、「支援条例」のほうが合っている。
- 基本法は理念の中であらゆる権利を定めているから、条例において新たな理念を掲げる

わけにはいかない、また、基本法第5条で、地方自治体は被害者支援のために住民のニーズに根ざした施策の充実を図ることとなっており、条例は自治体における被害者支援の基本的な事項を内容とするものであることから、「支援条例」がいいと考える。

二次的被害について

- ここでの課題は、secondary victimization を二次的被害・二次被害のいずれに表現するのが一つ。また、条例上、二次的被害の定義の中身をどのようにするのが一つ。表現については、学説や機関によって捉え方が違っており、一概にこれが正しいといえる状況ではない、と考える。
- 国では、第一次基本計画から「二次的被害」という表現を使っており、同じ概念を指すのであれば、同じ表現を使う方がいいのでは。
- 二次的被害・二次被害の表現の方法よりも、定義の中身が大事である。
- 二次的被害については、都民の理解の増進の条文に必ず入れてほしい。

再被害について

- 安全の確保の観点からも、「再被害」をきちんと定義してほしい。

子供に対する支援について

- 学校との連携は難しいかと思うが、国の基本計画に盛り込んでいるように、学校と関係機関との連携・相談の充実を図ることを、都の支援計画の方で検討してほしい。

経済的支援について

- 見舞金制度は、都道府県では、三重県が始めたところであり、東京都もぜひ導入してほしい、と考える。被害者にとって見舞金制度は重要であり、都として制度を作ることで、都民に対するアピールにつながるかと考える。
- 見舞金制度を実施するとなると、警察情報を持たない自治体が、申請者の帰責性をどのように審査するかが課題になる。見舞金は公金の支出であることから、不正支給にならないよう厳格な審査が求められる。一方、見舞金の趣旨から考えると、支給の迅速性も求められる。

- 不正受給につながるようなケースが全体の犯罪の中のどの程度にあたるのか。そのあたりも踏まえて検討した方が望ましい。
- 都よりも基礎自治体の方が被害者の顔が見えるので、見舞金の審査がしやすいと考える。
- 警察と基礎自治体の連携を考えた時に、警察から基礎自治体への相談を案内する時に、見舞金制度も含めた紹介ができると、被害者が区市町村の相談に繋がりがやすくなるという効果は期待できる。ただし、全区市町村が足並みをそろえて始めない限りは、都内でバラツキがでることは課題である。
- 区市町村で制度を実施するにしても、都が見舞金の半分や3分の1程度を負担するといいのでは。被害に遭った時に何らかの経済的な保障があるのは、被害者にとって救いになる。